

## 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(X-1-2))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b>	高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること(施策目標X-1-2) 基本目標X:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	<b>担当 部局名</b>	年金局企業年金・個人年金課	<b>作成責任者名</b>	企業年金・個人年金課長 小野 俊樹						
<b>施策の概要</b>	<p>○ 私的年金制度の普及・拡大を進め、公的年金と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図るため、法令改正等の必要な制度改善に取り組むとともに、法令の適正な施行等、制度の適切な運営を図ること。                  (参考)関連法令:確定拠出年金法(平成13年法律第88号)、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)等</p> <p>○ 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」では、高齢期の就労の拡大を制度に反映し、長期化する老後生活の経済基盤の充実を図ることを目的とする公的年金制度の改正と合わせて、高齢期の就労の拡大に伴って更に多様化する高齢者のニーズに応えられるよう、以下の①～③等の内容について見直しを行うこととした。</p> <p>① 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げや受給開始時期等の選択肢の拡大                  ・DCの加入可能年齢の引上げ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満 → 厚生年金被保険者(70歳未満)、個人型DC(iDeCo):国民年金被保険者のうち60歳未満 → 国民年金被保険者(65歳未満)(令和4年5月施行予定)                  ・受給開始時期等の選択肢の拡大 DC:60歳から70歳の間で受給者が選択 → 上限年齢を75歳に引上げ(令和4年4月施行予定)                  確定給付企業年金(DB):60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定 → 支給開始時期の設定可能範囲を70歳までに拡大(60～70歳)(公布日施行済み)</p> <p>② 確定拠出年金制度における中小企業向け制度の対象範囲の拡大                  ・中小企業向け制度(簡易型DCやiDeCoプラス)について、制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大(令和2年10月施行済み)</p> <p>③ 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入要件の緩和(令和4年10月施行予定)                  ・現在、企業型DCに加入している者がiDeCoに加入するには、労使合意に基づく規約の定めと事業主掛金の上限の引下げが必要となるが、これが不要となり、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で加入できるようになる</p> <p>○ DCの拠出限度額について、全てのDBの掛金額を一律評価している現状を改め、以下のとおりDBごとの掛金額の実態を反映して公平できめ細かな算定方法に改善を図ることが令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正の大綱に盛り込まれた。</p> <p>①DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額(現行:月額2.75万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。</p> <p>②DB制度の加入者の個人型DCの拠出限度額(現行:月額1.2万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。</p>										
<b>施策実現のための背景・課題</b>	老後生活の基本を支える機能を有する公的年金をベースに老後生活の多様なニーズに応える私的年金についても、更に多様化する高齢者のニーズに応えられるよう、その充実と普及を図っていくことが必要となっている。引き続き、中小企業向けの企業年金制度やiDeCo(個人型確定拠出年金)の普及推進、企業年金制度のより適切かつ安定的な運営等が課題であり、さらなる私的年金の普及・拡大に向けた取組を進めていく必要がある。										
<b>課題に対応した達成目標</b>	<b>達成目標/課題との対応関係</b>		<b>達成目標の設定理由</b>								
	目標1 (課題1)	企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組むとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る。	私的年金の普及・拡大を図るためには、国民の高齢期の所得保障に確実に資するような制度設計及び制度運営が必要のため。								
<b>達成目標1について</b>											
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</b>	<b>基準値</b>	<b>目標値</b>	<b>年度ごとの目標値</b>					<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>			
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
①	確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数(延べ人数)(アウトプット)	1,412万人	平成27年度	1,954万人	令和3年度	1,540万人	1,720万人	1,835万人	1,904万人	1,954万人	高齢期における個人の所得確保を図るため、私的年金の普及・拡大が課題であり、加入者数を増加させることが重要であるため、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標とした。 平成24～28年度の増分を平準化した場合、毎年度50万人弱ペースで加入者数が増加していることを踏まえた目標としている。 なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の施行後、厚生年金基金は新設することが認められていないことから、厚生年金基金の加入者は算定の対象としていない。 (参考)平成27年度実績:1,412万人、平成28年度実績:1,492万人
			1,671万人	1,785万人	1,854万人	1,908万人	1,954万人				

(参考指標)					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
2	個人型確定拠出年金の加入者数				85万人	121万人	156万人	194万人	-	個人型確定拠出年金は、働き方やライフコースの多様化を踏まえ、平成28年の法改正により、従前は加入できなかった国民年金第3号被保険者や企業年金加入者等を含め、基本的に全ての国民が加入できるよう制度の見直しを行ったところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、参考指標とすることが重要であるため。 (参考)平成27年度実績:26万人、平成28年度実績:43万人	
達成手段1		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和3年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	企業年金等の健全な育成に必要な経費 (昭和40年度)	0.51億円	0.54億円	0.49億円	1	<p>企業年金等の健全な育成を図るため、次の事業を行う。</p> <p>①企業年金等の業務報告書集計 法令に基づき、基金又は事業主から提出される業務報告書等の集計を行う。</p> <p>②企業年金制度等の調査研究 将来の企業年金制度等の在り方について検討を行う。</p> <p>③企業年金制度等の周知 企業年金制度等に関しては、最新の制度改正事項に特に重点をおきながら周知を行う。 以上のような事業から、企業年金等の報告のとりまとめや関係者との意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度改善や普及・拡大に努めることで、企業年金等の健全な育成に寄与する。</p>				2021-厚労-20-0893	
(2)	国民年金基金等給付費負担金 (平成3年度)	33.9億円	35.7億円	37.9億円	-	<p>・国民年金基金等給付費負担金 国民年金基金は自営業者の方等が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であるが、国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき、国民年金の付加年金に相当する給付のうち1/4に相当する額を国が負担するものであり、法律に基づき国の負担が義務づけられているものである。</p>				2021-厚労-20-0894	
施策の予算額(千円)		令和元年度			令和2年度			令和3年度			
		3,440,253			3,628,351			3,834,976			
施策の執行額(千円)		3,140,137			3,332,729						
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		成長戦略フォローアップ(閣議決定)				令和2年7月17日		<p>1. 新しい働き方の定着 (2)新たに講ずべき具体的施策 ix)働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し 2020年に成立した、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、自分で選択可能となっている年金受給開始時期についての上限の70歳から75歳への引上げ、在職老齢年金制度についての支給停止とならない範囲の拡大、私的年金(確定拠出年金)の加入可能年齢の引上げ等が盛り込まれた「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」について、順次その円滑な施行を図る。</p> <p>4. オープン・イノベーションの推進 (2)新たに講ずべき具体的施策 ix)投資家に魅力があり企業価値向上に繋がる金融資本市場の整備 (略) また、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金の普及を図るためiDeCo加入手続のオンライン化等の手続簡素化を行う。</p>			